

東京農業大学校友会静岡県支部規程

(名称)

第1条 この会は、東京農業大学校友会静岡県支部という。

(目的)

第2条 この会は、会員相互の親睦を厚くし、会員の社会活動の助長、福祉の向上を図り、併せて、学校法人東京農業大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の集会及び会議に関する事項。
- (2) 会員名簿等に関する事項。
- (3) その他この会の目的を達成するために必要な事項。

(事務局)

第4条 この会の事務局を静岡市内に置くものとする。

(会員)

第5条 この会の会員は、静岡県内に在住する東京農業大学を卒業または、終了した者とする。

(役員)

第6条 この会に次の役員を置くものとする。

- (1) 支部長 1名
 - (2) 副支部長 3名
 - (3) 幹事長 1名
 - (4) 監 事 2名
 - (5) 事務局長 1名
 - (6) 幹 事 30名以内
- 2 前項に定める役員は、各地区から推薦された幹事の互選とする。
 - 3 東京農業大学校友会会則第15条に定める代議員は役員の中から支部長が委嘱する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は4年とする。ただし、再選を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は補充しなければならない。なお、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 支部長は、会務を統括し、支部を代表する。

- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるとき、または、支部長が欠けたときは支部長の職務を行う。
- (3) 幹事長は、校友会本部と県支部内調整のほか会計業務にあたる。
- (4) 監事は、会計を監査する。
- (5) 事務局長は、総会並びに各種会議の運営・進行にあたるほか会員名簿管理にあたる。
- (6) 幹事は、会務の運営にあたる。

(顧問)

第9条 この会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、支部長が役員の同意を得て委嘱する。
- 3 顧問は、役員会に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第10条 会議は、総会及び役員会とし、支部長が招集し会議の議長となる。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は隔年開催とし、臨時総会は支部長が必要と認めたとき開催する。
- 3 役員会は、支部長が必要と認めたとき開催する。

(経費)

第11条 この会の経費は、東京農業大学校友会本部交付金、会費及び寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

(分会の設置)

第12条 第2条の目的を達成するため県下を、東部、中部、西部地区に区分し、それぞれ地区の実情に応じ行政区域を単位として分会を置くことができる。

- 2 地区の区分は、公職選挙法に定める衆議院選挙区割を基本とし、別表1のとおりとする。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、この会の運営について必要なものは、支部長が定める。

附則：この規程は、昭和39年11月01日から施行する。

附則：この規程は、昭和60年04月20日から施行する。

附則：この規程は、平成13年11月07日から施行する。

附則：この規程は、平成26年09月01日から施行する。